

職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 に係る事項

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間で）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記のとおりです。
1. 入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合（求人者による働きかけがあった場合を除く）
 2. 以下に定める事由により甲が内定を取り消した場合
 - ① 応募者が卒業を予定している年度に卒業できなかったとき
 - ② 刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき
 - ③ その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
 3. 応募者が求人者に入職後、明らかに当該応募者の責により求人者から解雇された場合
 4. 応募者が自己都合によって退職した場合

記

入社前の内定辞退 コンサルティングフィーの 100%（消費税別）

入社日から 1 ヶ月未満 コンサルティングフィーの 50%（消費税別）